那覇市立神原小学校 校 長 石垣 史 昭 (公印省略)

臨時休業措置の解除及び再開後の対応について(通知)

平素より、学校における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

見出しのことについて、国や県の緊急事態宣言が解除されたことから、特措法に基づく緊急 事態措置に係る沖縄県実施方針,那覇市教育委員会の方針等を踏まえ、下記のとおりといたし ます。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染拡大防止についてご協力いただきますととも に、学校再開に向けてのご準備をお願いいたします。

記

1 臨時休業措置の解除 令和2年5月21日(木)から学校を再開します。

下校時刻について

2年~6年…5月21日(木)、22日(金)は13:30

1年・・・保護者と下校(21日)、22日(金)は12:10下校 (給食なし)

- 2 学校再開後の授業等について
 - (1) 実施方法
 - 一斉登校とし、引き続き感染拡大防止の取組が必要であることから、集団感染のリスクを高める3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう最大限に配慮します。
 - (2) 給食の実施

2年~6年 … 5月21日(木)~

1年 …… 6月 1日(月)~

- (3) 学校の対応
 - ① 手洗い、咳エチケット、マスク着用を徹底します。
 - ② 5月21日~22日の間に、新型コロナ感染症拡大防止のための生活様式や学校のきまり等、安全に関する学級指導を行います。
 - ③ 教室等の換気は気候上可能な限り常時行います。 (空調使用時においても換気は必要であることに留意します。)
 - ④ 終了後は、速やかに下校させます。
 - ⑤ 給食時間において、私語をせず配膳や食事をし、全員が正面を向いて座るよう指導します。
- (4) 部活動等について

部活動は、学校再開後も当面の期間行いません。また、スポーツ少年団、その他団体等への学校施設の開放も、当面の期間行いません。

3 家庭での対応について

- (1) 手洗い、咳エチケット、マスク着用について徹底をお願いします。 (学校配布のマスクも活用できます)
- (2) 児童における登校前・下校後の検温を行い、「検温及び健康観察シート」への記入を継続してください。
- (3) 学校にて発熱が確認された場合は、保護者に引き取っていただきます。 (目安として37.5度以上)
- (4) 児童に風邪症状(発熱、鼻水、咳、倦怠感等)が見られるときは、学校へ連絡し、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。その場合、欠席扱いにはなりません。風邪症状等はないが出席させることに不安がある場合は、学校へご相談ください。
- ※上記の対応は、令和2年5月15日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会、那覇市立教育委員会の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、ご承知おきください。